



株式会社アキボウと 自転車の安全利用及び利用促進に関する協定を締結しました

堺市では、株式会社アキボウ（堺市北区中百舌鳥町 5-758 代表取締役社長 西木 一彦 氏）と自転車の安全利用及び利用促進を目的に「堺市と株式会社アキボウによる自転車の安全利用及び利用促進に関する協定」を締結しました。

本協定の締結により、同社との連携を強化し、高校生等を対象とした自転車ヘルメット着用モニターの実施や交通安全講習受講者への自転車ヘルメット購入割引券の配布等を通じて、自転車ヘルメット着用推進の取組を更に充実させます。

なお、自転車の安全利用及び利用促進に関する協定の締結は、同社で 2 例目です。

1 協定締結式

日 時：令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時

場 所：堺市役所 高層館 20 階 第 2 特別会議室（堺市堺区南瓦町 3-1）

出席者：株式会社アキボウ

代表取締役社長 西木 一彦 氏

国内営業部 山本 雄彦 氏

堺市

建設局長 室谷 直樹

2 協定の主な内容

- （1）交通安全教室、その他自転車の安全利用に関すること
- （2）自転車の利用促進に関すること
- （3）自転車乗車時のヘルメット着用の促進に関すること
- （4）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

3 参考

令和7年12月10日（水）に、株式会社アキボウ様から大阪・関西万博会場の未来のショーケース事業「スマートモビリティ万博」において、関係者モビリティとして採用された電動折り畳み自転車及びヘルメット1組をご寄贈いただきました。

4 その他

堺市では、これまでも自転車の安全利用及び利用促進を目的に協定を締結しています。

詳細は以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/kotsu/sakaisaikuruteiketu.html>

5 当日の様子



西木代表取締役社長、室谷建設局長

問い合わせ先	担 当 課：建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課 電 話：072-228-7636 ファックス：072-228-0220
--------	---

堺市と株式会社アキボウによる自転車の安全利用及び利用促進に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社アキボウ（以下「乙」という。）は以下のとおり、連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し協力することにより、自転車の安全利用及び利用促進に取り組むことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について取り組むものとする。

- （1）交通安全教室その他自転車の安全利用に関すること。
- （2）自転車の利用促進に関すること。
- （3）自転車乗車時のヘルメット着用の促進に関すること。
- （4）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（期間）

第3条 本協定の期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定の終了について申し出がない場合は、期間満了の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく事業の実施に要する器材の購入、運搬、メンテナンス等の一切の費用は乙の負担とする。ただし、乙が本事業の円滑な実施又は安全確保のために必要と認める追加費用については、事前に甲及び乙で協議の上、その負担方法を定めるものとする。

（賠償責任）

第5条 乙は、本協定に基づく事業の実施に関連して、乙の当該事業への参加人員又は乙が提供する商品等に起因し、乙の責に帰すべき事由により、参加者その他の第三者に損害を与えた場合には、自己の費用及び責任において誠意をもってその損害の賠償に対応するものとする。ただし、当該損害が参加者その他の第三者又は甲の責に帰すべき事由により生じた場合については、この限りではなく、甲及び乙で協議の上、対応するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施により知り得た秘密及び個人情報について、当該秘密及び個人情報を提供した相手方の事前の承諾なしに、第三者に提供若しくは漏洩し、又は目的外に使用してはならない。

(報告)

第7条 乙は、交通安全教室等の実施効果を把握するため、甲及び乙が事前に合意した様式により、参加者等を対象とした調査を実施し、甲に報告するものとする。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙から、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、その都度甲及び乙で協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年8月19日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤英機

乙 大阪府堺市北区中百舌鳥町5-758
株式会社アキボウ
代表取締役社長 西木一彦